

三重県総合博物館協議会評価部会設置要綱

(設置)

第1条 三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）に、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）の活動と運営に対して評価を実施するための三重県総合博物館協議会評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、博物館の前年度の活動と運営の成果に対して、調査審議して評価を下し、その結果を協議会に報告する。

(組織)

第3条 部会は、協議会委員2名及びその他の有識者3名で構成する。

2 部会委員のうち、協議会委員については互選で選出し、その他の有識者については協議会の了承を得て、館長が委嘱する。

3 部会委員の任期は、協議会委員と同じとする。

4 部会委員は、再任されることができる。

5 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、部会の会務を総理する。

7 副部会長は、副部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、博物館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 5日から施行する。